

### 新憲法定着過程における大衆的学生運動： 『早稲田 1950年 資料と証言』（全6冊）刊行 の意義

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

47

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

68

(終了ページ / End Page)

92

(発行年 / Year)

2001-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020981>

# 新憲法定着過程における大衆的學生運動

—『早稲田一九五〇年史料と証言』(全6冊)刊行の意義—

《研究ノート》

高橋彦博

「いわばノンボリの学生も真剣に参加した50年代の学生運動  
だったと思っています。」(澤地久枝)

1. 半世紀前の運動を記録する運動
2. レッド・パージ実施体制の確認
3. 代議員制自治会による学生大衆運動
4. 「第一次早大事件」から「第二次早大事件」へ
5. 学生大衆運動における大衆性の喪失
6. 『資料と証言』でなされた確認

## 1. 半世紀前の運動を記録する運動

50年前の学生運動のある高揚した瞬間を記録するために、70歳前後の「老人」たちが寄り集まった。彼等は、保存してあった当時のピラを持ち寄り、日記の埃を払い、ワープロに向かって回想記をまとめ、拠出した資金で全6冊の「史料と証言」シリーズを完結させた。

50年前の学生運動である「レッド・パージ反対闘争」の記録を残そうという話が持ち上がったのは、関係者の一人の「火葬の帰路」であったという。早稲田大学の学生自治会を中心に「レッド・パージ反対闘争」に参加していたかつての「活動家」たちによって、「早稲田1950年会」の集まりが年に一回はもたれていた。この「50年会」の集まりの中から、常連メンバーの一人の死去を機会に、「レッド・パージ反対闘争」の記録を残しておこうという声が出たのであった。

「早稲田一九五〇年記録の会」の発足が、熱海の「双柿舎」(坪内逍遙別荘)における歓談で申し合わされたのは、1996年の秋であった。申し合わせの内容については、「早いもので、1950年のいわゆる『レッド・パージ反対闘争』からほぼ50年が経過しようとしており、往事茫々の感しきりです。そこで、残された時間もあ

まらなくなったいま、この辺りで当時の記録をできるだけ正確にまとめておこうではないかというのが当日のほぼ一致した結論になりました」と報告されている。かつての「レッド・パーズ反対闘争」の参加者たちは、その多くがいまや70歳を過ぎた「老人」である。会のメンバーの物故者は、年々、増える一方であった。そこで「残された時間もあまりなくなった」とする共通の思いから、記録作成作業が申し合わされたのであった。

半世紀前の「レッド・パーズ反対闘争」の記録を残す会への「参加の呼びかけ」がなされたのは、1997年5月であった。「呼び掛け」は、第1次賛同者48名を得て、所在の確認ができた340名の関係者に対してなされた。「呼び掛け」の趣旨は、「私たちはまずできるだけ多くの賛同者を得て往事の資料を発掘し、できるだけ多数の学友の手記・回想を集めることから出発したいと思っております」とするところに置かれた。出版費用その他として300~400万円の予算が計上され、一口5000円以上の募金が訴えられた。「レッド・パーズ反対闘争」の記録作成について、通史編纂と市販方式をとるのではなく、当時の関係者が保存する資料を集め、手記や回想を寄せ合う編集方針が採用され、自費出版の計画がたてられたのである。ここで、ある運動の記録作成作業が、それ自体、一つの運動の形をとって開始されたのであった。さっそく「呼び掛け」に応じたのは、早稲田大学自治会関係者以外の者も含めた102名であった。

以上のような経過を経て、『早稲田一九五〇年史料と証言』（以下、『史料と証言』と略記）の刊行が開始された。第1号が発行されたのは、1997年12月であった。その後、第2号（1998年6月）、第3号（1998年12月）、第4号（1999年6月）、第5号（1999年12月）と定期的に刊行され、最終号の『別冊・資料篇』が発行されたのは、2000年6月である。各号、B版で150ページから200ページで、シリーズを追う機関誌刊行の形をとった。その各号が、集められた資料や寄せられた証言を集成する単なる資料集・文集に終わっていないのは、そこに、かなり手慣れた編集作業が加えられているからであった。

『史料と証言』は、全6冊で「完結」させられた。有志による「老人」たちの編集委員会が、3年間、6ヶ月に1冊のペースで全6冊を刊行し終えたという経過は、いささか驚きである。「老人」たちに、この大きな仕事をやり遂げさせたのは、いわゆる「老人力」であったかもしれない。そうであったとしても、その「老人力」が、半世紀前に「レッド・パーズ反対闘争」の担い手であった「昔の活動家」たちが抱く青春時代への熱い思いから生まれ出るものであったことが確かである。この

全6冊に収められたあれこれの回想なり手記なりの多くには思わず読みふけってしまうおもしろさがあるが、そこから伝わってくるのは、かつての「活動家」学生たちの未だに衰えを見せない「人生劇場」的な、あるいは「青春の門」的な熱情であった。

「早稲田一九五〇年記録の会」が、『史料と証言』の編纂にあたって、少数の執筆者による通史記述方式ではなく、関係者に広く呼び掛け、発掘した史料と届けられた手記や回想を編集委員会が構成するという関係者が自分たちで作る自分たちの記録という方法を採用したのは賢明であった。記憶の保持者が自らの記憶を確定するという「当事者参加」型の記録作成方式から生まれたのは、運動参加者の記憶が記憶を呼び、回想が回想を招き、資料が資料を発掘するという相乗効果であった。半世紀前の運動の記録作業が、それ自体、一つの運動となって、当初に予想された5冊に収まり切らず、「史料篇」を加えた全6冊の刊行という成果を挙げている。最後の2冊は200ページを超えるものとなった。

以下、この『早稲田一九五〇年資料と証言』(全6冊)の主な内容を、何点かの要点を拾う形で紹介しコメントすることにしたい<sup>(\*)</sup>。この『史料と証言』が示すものは、今日、「学生運動」の一語が与える「特定政治セクトの運動」としてのイメージとは異なった戦後直後期の「大衆運動としての学生運動」の姿であろう。さらに、そこには、一私立大学の学生運動を超えた日本の社会運動総体に関わる問題点が何点か浮上しているのを見ることができる。

(\*)『資料と証言』からの引用にあたって、文末の(1. p.25)(例)は「1号、25ページ」を指し、(VI)は「別冊・資料篇」、(年)は「別冊・資料篇」の「年表」を指す。個人名の表示はなるべく避けることにした。なお、「年表」は、全6冊に収められている史・資料や証言・回想などの事項別索引となっていて論点把握に有益であった(<http://www.m-net.ne.jp/~t-abe/waseda.html>)。全6巻の制作には「新制作社」(東京都港区赤坂7-5-17. tel. 03-3584-0416)があたったとされている。

## 2. レッド・パーヅ実施態勢の確認

マルタン・デュガール著『チボー家の人々』の一章に、第一次大戦前夜の状況を描いた「1914年夏」がある。ジャック・チボー青年は、パリでサラエボの事件の報に接し、クロワッサン亭で社会党のジャン・ジョーレスがテロに倒れるのを目撃する。ジャック青年は、恋人ジェニーと一緒に大戦の勃発を号外で知り、国際反戦

活動に身を投じる決意を固めた—この作品が、早稲田大學の仏文学者・山内義雄氏の訳によって白水社から刊行されたのは、1950年代前半のことであった。早稲田の学生たちは、「1914年夏」を「1950年夏」と二重写しにして、さらにジャック・チボーと自分をダブらせて、『チボー家の人々』を読んだのではなかったか。

「1950年夏」は、戦争が終わってようやく5年か経った時点であった。日本は、まだ占領体制下におかれていた。緊迫する朝鮮半島の情勢があり、共産党幹部の追放や全国的な集会・デモの禁止がなされるなど、学生たちは戒厳令下に近い状況を経験していた。そのような状況下で、早稲田の演劇博物館の脇の自治会室にいた学生たちは、ジャック・チボーと同じように、朝鮮戦争の勃発を号外で知ったのであった（I. p. 125）。

いわゆる「全学連」（全日本学生自治会総連合）が結成されたのは、1948年であり、試験ボイコット戦術を含む全国的な「レッド・パージ反対闘争」の方針が提起されたのは「1950年夏」である。まさに、大戦前夜を思わせる状況下における「レッド・パージ反対闘争」であった。早稲田大學学生自治会（早大自治会）は、この「レッド・パージ反対闘争」の中心的な担い手となった。

GHQ（占領軍総司令部）による占領政策としての公職追放は、軍国主義者の追放から共産主義者の追放へと転回しつつあった。その際、GHQは、全国の大学におけるレッド・パージを一般産業分野におけるレッド・パージと同じ手法で遂行することができなかった。連合国の総司令部であるGHQとしては、学問と思想の自由を公然と抑圧する論理を見出すことができなかったのである。GHQが採用した方法は、W. C. イールズ博士がCIE（民間情報教育局）顧問の肩書きで全国の官公私立大学を巡り「赤色教授追放」演説を行なうという方法であった。イールズ博士の演説は、GHQが日本政府と大学当局に発した「赤色教授追放」政策を実施せよとする「勧告」にほかならなかった。

日本政府は、この「勧告」を受けて、3年前に発令した「政令62号」を拡大適用し、かつての「勅令」にほかならない「政令」(\*)を法的根拠としたレッド・パージを各大学において実施するとの方針を確定した。天野貞佑文部大臣は「共産主義分子を教職員から追放することは極めて当然」と語った（9月1日）。文部当局は「法的困難」を理由に「若干の異論を残し」ながらも「教員の赤追放」について「千人程度」との見通しを明らかにした（9月7日）。犬養法務総裁は「リストの作成」によって「十月末ごろ実施」する方針であることを明らかにした（9月15日）。学生たちは、政府当局が「追放リストの具体的準備にとりかかった」ことを新聞報

道で知らされたのであった。

(\*)帝国憲法体制下にあつて、議会議外権限による法の制定が「勅令」によって可能であつた。「勅令」とくに「緊急勅令」の独走を抑止する解釈が美濃部達吉の憲法学によって提示されていた。戦後も、1947年まで、帝国憲法体制下の「勅令」が有効であり、占領政策の施行は戦前と同じ「勅令」によって可能であつた。新憲法施行後、「勅令」は「政令」となつた。「レッド・パージ反対闘争」が直面したのは、「ボツダム勅令」としての「政令」であつた。

全学連中央執行委員会は、直ちに、新制大学協議会代表の資格でCIEのルーミス教育課長と会見し、レッド・パージ中止を要請し、併せてGHQによる日本政府への指示の事実確認を行なつた(Ⅲ. pp. 74-75)。

《1950年9月19日》

新大協「我々は現在行われようとしているレッド・パージをただちに中止することをCIEから日本政府に指示せられる様要請するが、どうか。」

ルーミス「レッド・パージということはきまっているのか。」

新大協「政令62号で追放することを決定して、新聞にもハッキリ出ている。」

ルーミス「政令62号とは何時出たのか。」

新大協「昭和22年に出たもので、軍国主義的戦犯的教員を追放するものであつて、こんどはこれを逆用している。」

ルーミス「CIEとしては何らレッド・パージに反対する処置はしない。」

《1950年9月20日》

新大協「CIEはレッド・パージを指示しているのか？」

ルーミス「指示している。」

GHQのレッド・パージ計画を確認した全学連傘下の早稲田大学自治会は、早稲田大学当局のレッド・パージについての対応がいかなるものとなっているか、それを確認するため大学当局と「執ような交渉」を開始した。しかし、大学当局は「架空のことだ。外部勢力におどろかされている」などとして誠実な対応を避け通した。総長は、単なる「面会」すら「何十回」となく拒否したのであつた。この間に自治会代表が「レッド・パージに反対の確約を行うなら一切(自治会規定問題その他)を譲歩する容易がある」との態度表明まで行なつたにも関わらず、総長の頑な態度は変わらなかつた(Ⅰ. pp. 130-131)。

大学当局と自治会側との対立が決定的となったのは、1950年9月28日であった。学生たちは、天野貞佑文部大臣が9月27日、「教職からの共産党及びその同調者の追放は一〇月上旬政令六二号によって行う」と言明したのを知った。自治会側・吉田嘉清委員長と大学当局側・中谷博厚生部長との緊急会見が、その日のうちに大隈会館においてなされた（I. p. 132）。

中谷「二八日の『早稲田の伝統を守る会』は禁止と学部長会議で決定した。」

吉田「理由を明確にして下さい。大学はレッド・パージに反対しないと決定したのですか。」

中谷「部科長会議によると、レッド・パージに反対しないらしいのだ。」

吉田「政令によるレッド・パージなら、早稲田の伝統を守ることをも放棄し、また学問の自由をも守らないというのですか。」

中谷「そういうことになる。政令なら学問の自由も早稲田の伝統も守らない。」

大學当局がレッド・パージ指令受諾の姿勢を固めたことに疑いはなかった。大学当局は、自治会側が予定した9月28日の「レッド・パージ反対、早稲田の伝統を守る会」に対し、「占領政策違反」「集会禁止」で対応した。自治会側は、大会の開催を強行しレッド・パージ「粉碎」行動に突入した（I. p. 133）。この日、学生たちは、学内デモで出動した警官隊800と対峙し、一触即発の状況に立ち至った。吉田嘉清全学自治会委員長の「バルコニー演説」がなされたはこの時であった（年. pp. 28-29）。

レッド・パージについて、自治会代表との交渉を避けたままGHQの指示と政府の方針に従う態度を固めていた早稲田大学当局と学部長会議は、全学自治会が示した集会強行、試験ボイコットなど激しい抗議・抵抗行動については敏速に対応し、厳しい処分（除籍12名）で臨んだ。全学連中央によれば、1950年10月中旬に「レッド・パージ反対闘争」で停・退学の処分を受けた都下大学生の数は200名に達している（V. p. 102）。その半数近くは、早稲田の学生であった。

戒厳令に近い状態を通過した後、朝鮮半島における戦争勃発に巻き込まれたのが、日本の「1950年夏」であった。学生たちは、夏休みが過ぎてみると「進歩的教授」の大学からの追放政策が実施される直前の状況にあることに気付いた。秋、学生たちによる激しい「レッド・パージ反対闘争」が繰り広げられた。除籍、停学、そして逮捕など、かつてない厳しい処分の嵐が学生たちを襲った。嵐が過ぎ去った後、ふと気が付くと、教授たちに対するレッド・パージ計画は実施されていなかった。

占領軍を背景とする政府の「政令」大権行使は、いつのまにか見合わされていた。

### 3. 代議員制自治会による学生大衆運動

戦後復興の時期に浮上したのは、危機突破体制としての各層協力体制（コーポラティズム）であった。1947年の連立政権である社会党政権がそうであったのであり、社会党政権下における経済安定本部や経済復興会議がその代表例となっていた。それぞれの立場と利害を超えた社会的な協力体制が戦後改革の体制となっていた。

多くの企業で経営協議会が構成されたように、大学においても、私立大学の幾つかにあっては、教職員と学生による協議体の発足がなされ、そこを母胎に学園の戦後復興が取り組まれていた。早稲田大学の場合、1947年4月に、全員加盟・代理徴収制の全学自治会が大学当局によって公認され、同時に、その全学自治会と「教職員との連絡を図る」ための「教職員学生協議会」（全学協）が発足していた。全学協は、経営協議会の大学版であった。

戦後直後期、早稲田大学のキャンパスには、戦地からの復員学生を含む旧制の大学・専門学校・高等学院在籍の戦中派学生と、新制高校出身で新制大学に入学した戦後派学生が混在していた。そのような雑然としたキャンパスにあって、全学生を代表する自治組織が大学構成要因として「正当性」を認められる形で存在していたのである。しかし、占領政策として大学教員のレッド・パージが政治日程化される直前の段階で、全学協の機能発揮は、大学側によって差し止められていた。戦後民主主義体制に全構成員参加の原理を注入しようとした自然発生的な直接民主主義志向は、萌芽のうちに摘みとられていたのである。

後日の回顧となるが、学生の側においてだけでなく、教員、そして、大学側の責任者によっても、「レッド・パージ反対闘争」の時期を振り返ってみて、全学組織としての全学協がその機能を発揮できなかったことが悔まれている。1950年代半ばを過ぎた時点で持たれた『早稲田大学新聞』の座談会における中谷博（文学部教授・元教職員学生協議会議長）、松尾隆（文学部教授・教職員学生協議会委員）、吉田嘉清（元全学自治会委員長）、三者の発言がそれである（VI. p. 38-43）。

中谷「学校は教育の一環として自治会というものの結成を学生に命じた……」

松尾「早稲田大学学生という中に旧制学部の学生も新制度の学生も含むということを教職員学生協議会では了承事項として認めたはずです。」

吉田「大学側の態度は政令であるならば学問の自由も早稲田の伝統も放棄するという学



部長会議の決定である。要するに政令ならばレッド・ページものむということであったのです。」

中谷「実は政令が出ないだろうという見通しは強かつたな、あの当時。だから早稲田大學は絶対に犠牲者はない。政令以外の忠告とか、助言とか、文部大臣談話とか何とかいうものできたなら早稲田ははねのける。しかし政令でこられたらどうにもしかたないじゃないか、というんでそういう線が出たんだな。」「ぼくはあのときに教職員學生協議会というものがなくなったということが一番いけなかつたと思うんだ。」

当時、早稲田大學のキャンパスにあっては、クラス会や学部の學生大会、全学の代議員大会が自治会の規定どおりに成立し運用されていた。そこにあったのは、絵に描いたような戦後民主主義であり代表制民主主義であった。全学自治会の制度確立と學生代表としての機能發揮の実態確立が基盤となって、自治会代表と教授会・理事会の代表が同じテーブルを囲んで協議する場が、1947年から1948年にかけて、全学協として成立していたのである。

今回の『史料と証言』が、明らかにするのは、1950年の「レッド・ページ反対闘争」という學生運動が、正規の學生代表としての全学自治会によって主導された學生自治活動であり、そこに、學生運動の少数精鋭派運動的特質を否定するところまで充実することはなかったが、比較的多数の學生が参加していた実態である。戦後直後期における自治委員のクラス選出状況を含め、各種の大会などへの一般學生の参加状況に関する多くの証言や回想や記録を『史料と証言』に見ることができる。

#### 《自治委員の選出状況と學生集会への参加状況》

- 1947. 1.31. 関東大学高専連合學生大会。30,000名結集(年, p.8)。
- 1947. 5.24. 早大。第二回滝川事件記念學生祭。参加學生3000(年, p.9)。
- 1947. 5-6. 早慶戦入場券分配問題。大隈講堂前に四、五千名が参集(IV, p.25)。
- 1947. 5. 5月にはいり、10日すぎだったろうか、自治委員の選挙が学級単位で行われ、〇クラスから立候補して、もう一人の学友とともに自治委員になった(V, p.28)。
- 1948. 6.26. 學生運動史上、初の全国ゼネスト。114校20万人参加(年, p.11)。
- 1949. 5.24. 全学連、大学管理法反対全国140校でスト。「大衆運動の盛りあがり、後の1960年の日米安保条約反対……を除けば空前の規模と思われた」(I, p.72)。
- 1950. 5.18. 早稲田の民商事件で學生と市民、2000名が結集(VI, p.102)。
- 1949. 5.30. 都公安条例制定でデモ隊員死亡事件が発生。二部の學生2000が授業を放棄し、7台の都電で都庁前までノン・ストップで突っ走る(I, p.102)。

1949. 5. - 新学制へはこの年の四月から移行したばかりである。……当時の私（全学連傘下・関東学連執行委員）は……そもそも大学の自治会は、ほんらい多くして50パーセント、少なくとも30パーセントの学生を会員としなければとも考えていた。又、いたずらに闘争するだけが任務ではなく、日常的に学生への福利厚生や教職員組合（結成されればだが）との交流も重視したいと企図していた（I, pp.68, 69）。
1950. 6.21. ストックホルム決議（原子兵器の禁止）に学生・教職員6000が署名（I, p. 127）。
1950. 9.27. 午前10時から露文クラス会。26名の参加者全員が一致してレッド・パージ反対、試験延期要求、入れられなかった時はボイコットすることを決議した（I, p.56）。
1950. 9.28. 「早稲田の伝統を守る会」、都下、5000の学生参加（年-p.28）。
- 1950.10. 5. 東大でレッド・パージ計画粉碎全学決起大会。早稲田の学生、500で正門突破。早稲田、1000の学生、警官隊と激突（年, p.30）。
- 1950.10.17. 約200名の学生が本部を取り巻く。143名、逮捕（年-p.31）。
- 1951～1953年、朝鮮戦争の時代、早稲田からデモ隊が出発するとき、「国際学連の歌」や「インター」を歌っている場合、その人数はせぜい400-500止まり。「都の西北」を歌っている場合、参加者1000人以上（VI, p.82）。
1952. 4.28. 東大の全都下学生抗議結集大会に早稲田から300人以上が参加。その直後のメーデーに、早稲田から1000名近くが参加（III, p.120）。
1952. 5. 8. 約400名の学生が法学部と政経学部の前の広場に座り込んで交渉の経過を待っていた。警官隊が突如、煌煌とマグネシュームをたいて押し寄せ……（II, p. 51）。
1952. 5. 9. 早大生に都下大学の学生を加え、数千人が抗議集会を開き……（III, p.122）。
1953. 9.22. 全学協主催「自治庁通達撤回全都学生総決起大会」。大隈講堂を2500の学生が埋め尽くす（II, p.36）。
1953. 9.22. 「大隈講堂はすでに空席のないほど満員だった。……全学協議長の報告……各学部ではクラス討論がおこなわれ、文学部では70クラス中過半数が反対決議をし、デモ参加決議がおこなわれた。政経学部でも……法学部では……」（II, p.36）。
1954. - 「私が入学してからの2年間、第一政経学部学生自治会で活動したのは、語学のクラスで自治委員に選ばれたからだだった。当時は立候補制で、クラスごとに選挙があった」（I, p.30）。

今回の『史料と証言』が明らかにするのは、「レッド・パージ反対闘争」として展開された自治会活動の制度的「正当性」であったが、それだけでなく、「レッド・パージ反対闘争」が一般学生から獲得していた心情的支持であり、そこに醸し出さ

れていた「正統性」充実の雰囲気であった。当時の関係者は、1950年前後の學生運動の印象について次のように証言する。一人は後に作家となる女子學生であり、他の一人は學生課の大學職員であり、もう一人はその時の全學連委員長である。

「……しかし党に関係なく、いわばノンボリの學生も真剣に参加した50年代の學生運動だったと思っています。(澤地久枝) (VI. p. 158)

「昭和25年、早大學生生活課に勤務(平成2年定年退職)。……40年代の學生運動とは違い、純粹の學生運動であったと思う。」(I. p. 37)

「このころの日本の學生運動は真実、大衆的であり、自治会は全學生のもの、民主は尊重されていて、決して一党一派にひきまわされたものではなかった(武井昭夫) (V. p. 92)。

早稲田大學における1951年の総長選挙において、3人の総長候補者の中で、在職中の1人を除いた2人(大浜信泉、北沢新次郎)が、1950年の「十月事件」について「騒ぎを大きくした責任は学苑当局にあり大量処分は遺憾であった」との見解を表明したとの記録が残されている(『早稲田大學百年史』第4巻, p. 1097)。早稲田大學における1950年の學生処分と大量の學生逮捕は、当時の大學総長が「正当性」かつ「正統性」を保有する學生代表との交渉を拒否したことによってもたらされた事態であったことを、今回の『史料と証言』はかなり確実に裏付けたのであった。

#### 4. 「第一次早大事件」から「第二次早大事件」へ

社会主義國家が崩壊し、カール・マルクスの学説のレーニン主義的理解の偏りが実証された段階で、日本社会運動史にかかわる多くの文献がその学問的性格を失って、反故に近い雑文書と化している。そのような状況にあって、今日でもその記述と論点の確かさにおいて、日本社会運動史に関わる基本的な文献となっているのは、日本社会運動史に関する古い文献であり、近頃は引証されることのほとんどなかった赤松克麿『日本社会運動史』であり、菊川忠雄『日本学生運動史』であり、大河内一男の三部作『黎明期日本の労働運動』『暗い谷間の労働運動』『戦後日本の労働運動』であった。これらの中の、とくに大河内の著作において、日本の労働運動の宿命的な欠陥として指摘されているのは、「街頭闘争」主義であり「闘争激発」主義である。宿痾ともいふべきこの二つの運動パターンは、日本の社会運動全般の特徴となっているだけでなく、それが反省される機会がないままに戦前から戦後へ持ち越される悪しき伝統ともなっていた。

早稲田大學における 1950 年代の学生運動を代表する事件として挙げられるのは、「第一次早大事件」であり「第二次早大事件」であるが、それらの事件の背後にあるのも、大河内氏が日本の社会運動の宿命的体質として指摘してやまなかった二つの運動パターン、「街頭闘争」主義であり「闘争激発」主義であった。そのことが、今回の『史料と証言』によって明らかにされている。

早稲田大學において、1950 年 10 月および 1952 年 5 月、武装した数百名の警官隊が学内に突入し、多数の学生を逮捕したり負傷させる事件が発生した。それが「第一次早大事件」と「第二次早大事件」である。大学キャンパス内へのそのような多数の警官隊の乱入と暴行、多数学生の逮捕・連行は、日本の学生運動史上、かつてない大きな事件であった。この「第一次早大事件」と「第二次早大事件」については、一般学生の多くが被害者となった事件と記憶されているが、今回の『史料と証言』は、この二つの事件の発端に一部の学生の意図的な工作があったことを明らかにした。「第一次早大事件」と「第二次早大事件」は、一部の学生の「街頭闘争」主義と「闘争激発」主義からもたらされた事件であったと見るのできるのである。

#### 《1950 年 10 月 17 日》

「学生大会開催中、全学連中執、大隈講堂控室で大会後の戦術を討議、吉田の反対を押し切り、学生処分を討議中の学部長会議粉砕のため大学本部の占拠を決定。……早大全学共闘は『占拠は無謀』として、学部長会議に抗議ののち文学部校舎に籠城を主張。……本部に座り込んだ学生たちは、吉田の指導に従わず、東大と『国際主義者団』の指導下に占拠を継続」(年. p.32)。

こうして 143 名の学生が大学本部への不法侵入・不退去罪で逮捕され「手錠をかけられて背中に番号を書かれてバスにのせられ……各署に分散留置」(同上)されたのが「第一次早大事件」であった。

#### 《1952 年 5 月 8 日》

「当時の早大細胞のキャップであった S. K がやってきて……『しょぼいなあ。メーデー事件の影響だよ。いっちょう、デカでも摘発するか。メーデー事件でデカが学内にうようよ入っているんだ』といった。……少人数の活動家にはさまれて、一人の男がうらめしそうな、元気がない顔をしてすわっていた。その光景は、大きな事件の発端にしては、似つかわしくない、静かなものであった。……この経緯は、ほとんど知られていない、

『五・八事件』は、実際は共産党細胞のキャップ S. K が仕掛け人であったのである」(II. pp. 44-47)。

こうして、代表団と警察側の交渉を見守って座り込んでいた学生に警官隊が乱入、暴行を加え、学生 26 名が逮捕され、負傷者 100 余名が出たのが「第二次早大事件」であった(年-p. 52)。

「第二次早大事件」の直前には、東大のポポロ事件があり、「血のメーデー」事件があった。学生たちと警察の衝突が頻繁に起きている当時の状況であった。しかし、それらの諸事件が、すべてが学生たちと警察との偶発的衝突によって引き起こされたのではなかった。たとえば「血のメーデー」事件についても、早稲田の学生の場合、ある活動家学生の組織的な「街頭闘争」「闘争激発」方向への誘導があって、その結果、警官隊と激突し被害者が出た経過が、今回の『史料と証言』によって確認されている。

#### 《1952年5月1日》

「後日わかったことだが、早大の隊列の後半分は事件の後所在不明になった都学連執行部某が、早大副指揮者の私に何も知らせることなく、祝田橋から広場に向かった南部コース組に合流させたのであった。当時は朝鮮戦争の只中にあり、日本共産党はスターリン・毛沢東・金日成の系統に属して軍事方針を実行しつつあった。約一万人のデモ隊の一部に、軍事方針の下に陽動作戦をしていた者がいたことは確かである。」(I. p. 86)

大衆運動としての学生運動に「闘争激発」主義を持ち込み、運動をしばしば「街頭闘争」主義へ誘導したのは、まごうことなき「左翼フラクション」であった。今回の『史料と証言』によれば、当時の早稲田の学生運動に一定の場を確保していた左翼グループの状況がかなり具体的に明らかにされている。

#### 《左翼フラクションの実態》

「更にその後は教室で細胞総会が行われるようになりました。47年から49年にかけて党員が200名を超えるところまでいったと思います。その頃には各学部、第一早高、第二早高に班がつくられ、細胞委員会が全体をまとめていました」(V. p. 19)。

「都学連のそのスト指令(1949年・大学管理法反対)は、その書記である人物(中大生)が合鍵で机の引き出しを開いて、委員長の評を付けて出された代物だったのである」(I. pp. 71-72)。

「(1949年) 7月4日, 国鉄第一次人員整理発表。5日, 下山事件。15日, 三鷹事件。17日, 松川事件。矢つぎばやに次々といやな事件が起った。フレーム・アップだということは気づいていたが, 占領下でもあったためか, すばやく斯固として反撃することができなかった。……7月19日, CIE顧問のイールズが, 新潟大学で『共産主義教授追放』の講演を行った。九月にはいり国公立大学教員のレッド・パーズが始った。この頃, 早大細胞のLC全員が共産党本部に呼ばれた。関東一円の大学細胞の指導部の面々もいた。議題はレッド・パーズ反対と吉田内閣打倒の闘争をいかに結び付けるかだった。中央からは志田重男が出てきて恰好良く一席ぶった。ストライキをやれという話だった」(V. p. 31)。

「1950年の春は反イールズ闘争で幕をあけた。新学期に入ると大金久典君から都学連に出るように言われた。細胞委員会の意向か, 大金君の個人的配慮かさだかではないが, 当時, 演劇博物館の脇にあった自治会室の……都学連事務局に出向した」(I. p. 18)。「露文科40何人かのうち12名が黨員なのだそう。ただ今のところ例のコミンフォルムの批判で党中央が混乱しているため……ぼくら末端の黨員はバラバラになっているのであった」(I. p. 54)。

「1950年の初め, 500人を擁していた早大細胞は, その5月の新宿地区委員会による解散以来, 分裂していた」(III. p. 116)。

「5月5日, 新宿地区委員会の岩崎貞夫が早大細胞解散の通達を口頭でもってきた。……(共産党本部の保坂浩明は) 権力をにぎったら, (私を) 真先にギロチンにかけてやる, と激怒したそう」(V. p. 33)。

「当時(1951~1953年) 黨員150名を擁する学生細胞は他にはなかったろう。……当時の黨員の分布は一文が50名前後, 一政30名前後でこれを別格として, 他の学部にも満遍なく数名から10名前後おり, 一番少なかったのは二理の1名というところであった。……因みに当時の機関紙『真理』の発行部数は300であった」(VI. p. 80)。

「山辺さん(健太郎, 共産党中央委員会統制委員)が再入党的話どうなったと聞くので, そのままになっていると答えたら, 『それでいい, それでいい, 今北京でやってるから, 近くお迎えがくるぞ』と言って笑っていた。(1956年) 七月二七日, 第6回全国協議会が開かれ, 党内闘争は終わった。その直後, 早稲田近くのそば屋『長寿庵』の二階で, 早大細胞の五〇年問題に関係のある黨員の会議が開かれた。山辺健太郎と松本惣一郎が出てきて, 六全協の付帯決議で皆さんの党籍は回復すると報告した」(V. pp. 36-37)。

早稲田の学生運動は, 1950年前後で見ると, 常時, 数千名規模の一般学生の運動となっていたが, その動きの中核となっていたのは, 多い時で500名, 少ない時でも100名はいたとされる学生黨員であった。それら学生黨員が, 一般学生の動きに対し強い影響力を発揮していたのであった。

ところで、ここで注目したいのは、学生黨員グループによってイデオロギーの「持ち込み」がなされていたにも関わらず、一般学生の動きが、そのような作為を超える形で、自然発生的大衆運動として展開されていた事実経過である。

1950年秋の「レッド・パージ反対闘争」の一局面となった「第一次早大事件」においてその発端部分に作為の要因があり、一部学生の「街頭闘争」主義と「闘争激発」主義による「本部棟占拠」という実力行使へ運動の流れが誘い込まれた経過であったことが今回の『史料と証言』によって明らかにされている。しかし、この「第一次早大事件」において、「学の独立」で結集した学生大衆は、運動の発端にあった作為的契機を乗り越えて、占領軍と日本政府の違憲施策の発令を阻止する大衆運動としての成果をあげたのである。学生大衆にあって運動展開のインセンティブとなっていたのは、「学の独立」であり、それは、自然発生的な新憲法感覚の発露であった。

1952年5月の「第二次早大事件」においても、その発端に、東大のポポロ事件に続けて早稲田においても学内潜入私服刑事摘発闘争を起し、「血のメーデー」事件後の「沈滞」した学内の空気を一掃しようとした一部学生の思惑があったことが、今回の『史料と証言』によって明らかにされている。しかし、その思惑は参加した学生大衆によって簡単に乗り越えられていた。

学生側は、学内に潜入した警察官の行動は1950年7月の「文部次官通達」に反するものであるとして「それを中心に据えて交渉」したのである(II.p.49)。1950年7月の「文部次官通達」とは、「公安条例の学校内適用」に関する通達であり、そこでは、「学内の集会・デモ等の取り締まり」を「学校長が指導する」旨が命じられていたが、それだけでなく、学校長(大学の場合総長)の「指導」には、警察の協力に対する「要請」が含まれていた。学生たちは、そのことを充分に承知していた(II.p.50)。学生たちが「文部次官通達」を「中心に据えて交渉」することは、学生の側として、つい先日まで反対していた公安条例を認めることになる。それにもかかわらず、学生たちは、「要請のあった場合にのみ警察が協力すること」となっていた「次官通達」を逆手に取る形で、大学の要請がないのに校内に入りこんで調査をしたのはなぜか、と呼びつけた警察署長を問いただしたのであった。

学生たちは、大学代表者と一体になって交渉団を編成し、一般学生を交渉の場となった法学部棟(当時)の外側に整然と待機させ、交渉経過を逐一報告する形で警察代表との交渉を継続していた。そこへ、突如としてなされたのが警官隊の乱入であった。交渉団の「議長」となった学生(土本典昭)は、当日の経過について次の

ように証言している。

「集会は、すわりこみと無抵抗戦術を、ただひとつの方法としてその討論の中で全員一致で選びとったのだ。大学の佐々木理事や滝口学生美長も学生の側に立つ態度を表明、大学としても謝罪文を要求する側に立つてつめよった時、警察の指導者は武力行使を選びとり、学生の意図を事前に叩き砕くため、棍棒の乱打となった」(Ⅲ, p. 121)。

学生は、占領体制下における政府行政の合理性の枠の中で、警察権力の行政規準逸脱を衝く運動を「すわりこみと無抵抗戦術」で展開したのである。「第二次早大事件」は、公務員の服務規準逸脱を衝くという新憲法体制下における法秩序擁護を求める運動となって、そうなることによって大衆運動として展開されたのであった。そこにあったのは、一部学生の意図を超えた自然発生的な新憲法感覚の発露であった。

今日から見れば、1950年の「レッド・パージ反対闘争」は、1947年に施行された新憲法体制の定着を求める大衆運動であったので、その後のいわゆる「護憲」運動の消極性を超える積極的で創造的な憲法政策論の具体的展開の試みであった。

占領体制下における「レッド・パージ反対闘争」は、大衆運動として、その後、どのような領域で展開される方向性をもっていたか、それを示す具体的萌芽があった。それは、当時、「ストックホルム・アピール」への署名運動によってようやく姿を現わし始めた平和運動である(Ⅰ, p. 127)。1950年の「レッド・パージ反対闘争」は、学生大衆運動として、そのまま、平和運動の大衆的展開の基盤となる方向性を含んでいたのである。しかし、学生運動の先端部分において、そのような学生大衆運動としての方向性が自覚された形跡はない。

## 5. 学生大衆運動における大衆性の喪失

その一点に分析の焦点を据えたとしても、疑いもなく日本学生運動史把握の有効な視点となっていると思われるのは、東大の学生運動と早稲田の学生運動のさまざまな局面における形態と質の相違の把握である。両者の比較分析の作業を開始するとなれば、それが戦前の新人会と建設者同盟の対比に遡ることは確実である。今回の『史料と証言』においても、両者の相違点が鮮明に浮かび上がった何点かの事例を見ることができた。

「第一次早大事件」のさいに、本部棟占拠を主張し、早稲田の一般学生をそのよ



うに誘導しながら警官隊の出動を見てだれよりも早く現場から脱出したのは、実は全学連中執=東大グループであった(年. p. 32)。東大生の間で合図があって「一斉に逃げたのはたしかです」との証言が現場にいた東大生の一人からなされている(Ⅲ. p. 41)。学生運動の場にあっても東大生のエリートとしての役割自覚から生じる自己保全論理は健全なのであった。

これは東大の運動にあって早稲田の運動になかったと思われるのは、学生活動家の意識に滞留していた出身校格差の自覚である。「レッド・ページ反対闘争」に関わった東大生「同志」の間では、今日に至るまで深い傷跡を残しているあるリンチ事件があった。旧制一高出身者に対して、他の旧制高校出身者は、濃厚な裏返しの格差意識を抱いていた。あるリンチ事件は、そのような格差意識の発現にほかならなかった(V. p. 194)。幸いなことに、早稲田の第一高等学院の場合、良い意味でも悪い意味でもエリッティズムが希薄であった。早稲田の活動家集団においては、東大生の活動家集団に発生したような陰険なリンチ事件を呼び起こす外に対すると同時に内に向かって発現する格差意識は見当たらなかった。

今回の『史料と証言』の各号に掲載されている「早稲田人名辞典」を見ると、早稲田の活動家集団は文字通りの大衆団体でありひしめく「雑軍」であって、お互いの出自を探り合い縦系列の関係を意識する余裕はなかった。活動家集団の中に、かなりの数の「陸幼」「陸士」「海兵」出身者がいて仲間内で一目置かれていたようであるが、彼ら自身は、軍関係学校の出身であることに負い目を感じていたと見受けられる。彼らは、自己否定の気分で学生運動に身を投じていたのであり、エリッティズムを大学の内外で発散するどころではなかったのである。

東大と早稲田の間にある学生層の質の違い、言い換えるならばエリート自覚度の違いは、そこを背景とする学生運動史論の違いをもたらすことになる。「戦後五一年までの学生運動の中心的理論と実践は決して五二年以降の学生運動の主流とはつながっていない、そこには大きな断絶がよこたわっている……」とするのは、1950年の「レッド・ページ反対闘争」を指導した全学連委員長で東大派の武井昭夫であり、「私の経験からは一九五一年を境に『理論と実践』の『大きな断絶』があったとは思われないのである」とするの、1953年の「自治庁通達撤回闘争」を指導した早稲田の全学学生協議会議長の芹沢寿良である(Ⅱ. p. 43)。

1950年までの第一期全学連の第一段階における運動と、1951年以降、1953年に至る第一期全学連の第二段階における運動の流れを断絶の契機で捉えるか、連続の契機で捉えるかについては、早稲田的學生大衆運動の視点からすれば連続説とい

うことになるのであった。しかし、そこで、ある一つの問題点が浮上している事実  
に注目せざるをえない。

1950年代前半の学生運動に貫徹する大衆運動的特徴を示す端的な例となっ  
ているのが、1953年の「学生選挙権」をめぐる「自治庁通達撤回闘争」である。下宿  
している学生選挙権行使を寄留地で認めず本籍所在地（出身地）に戻すことによ  
って「ムラ」状況における投票を期待するという自治庁通達に対しては、広汎な批  
判の声と学生の反対運動が全国的に湧き上がった。『史料と証言』によれば「自治  
庁通達撤回闘争」は全学自治会（全自協）の運動として展開され、闘争の結果、「通  
達撤回」が果たされ、闘争は「勝利」に終わっている。

「1954年5月21日、全都学生選挙権擁護決起大会。1300名参加。同28日、全都決起  
大会。都内三十数大学から約4500名が参加。教育大1300、東大1000、早稲田500で  
あった」（II, p.42）。

「学内における『通達』に対する反対の機運はさらに高まり、島田総長も『自治庁の態  
度は遺憾』として反対の意向を表明し、学内教授は挙って反対、抗議の姿勢を示し、私  
（芹沢寿良）の恩師である野村教授は裁判所への提訴も必要ではないかと語っていた」  
（II, p.36）

「1954年10月20日、最高裁大法廷は茨城県渡里村選挙管理委員会から上告されてい  
た基本選挙人名簿移動取消申請事件における判決で上告棄却を言い渡した。翌21日、  
自治庁は通達を撤回し『学生生徒』の選挙権は『下宿等の所在地にある』とした」（II,  
p.42）。

ところで、1953年の「自治庁通達撤回闘争」は、選挙管理委員会の処置を違法  
とする全国各地の学生選挙権告訴という法廷闘争において最高裁判決を引き出して  
「勝利」したのであったが、ここに次のような問題点が提起されているのである。  
早稲田の「自治庁通達撤回闘争」にあっては、労働法の教授から示唆されていたに  
もかかわらず、公正な法の運用を求める「法廷闘争」が提起されたことがなかった  
のである。

一般学生の側に、新憲法感覚の発露にほかならない選挙権行使をめぐる抗議行動  
の発揚があったのは確かであった。しかし、早稲田の学生運動のリーダーの側から  
大衆的昂揚の場へ持ち込まれたのは、自治庁通達には「政治的意図」があり、それ  
は「MSA受け入れ、再軍備拡大推進」であるとする政治アピールであったのであ  
る（II, p.35）。こうして、運動のリーダーたちによる「イデオロギー性を自覚しな

いイデオロギー」の「持ち込み」がなされ、この「持ち込み」によって、大衆的行動の発揚は、運動展開の歴史的文脈の自覚を阻止された即自的抗議行動の水準に止められている。早稲田における1953年の「自治庁通達撤回闘争」は、1950年代前半までの学生大衆運動が、なぜ、新憲法原理の具体的創造的展開の方向性を自覚しないまま即自の領域で足踏みをして終わってしまったかを示す、その意味でも一つの端的な例となっている。

日本の学生運動には、常に自己献身とヒロイズムが伴っているが、同時に、それは、しばしば、少数精鋭分子のひとりよがりの運動となっていた。1950年代の学生運動の恣意的に設定された政治スローガンに基づく運動展開が、大衆運動から大衆性を剥奪し、活動家集団の突出した、隠微で悲惨な自己陶醉劇に終わっている例として「山村工作隊」の活動があった。今回の『史料と証言』の成果の一つは、「山村工作隊」の悲劇が、「派遣」されたある参加者の手記(Ⅲ, p.116)に見られるように、自虐的といってよいほど率直に語られ、その実態がかなり明らかにされているところにある。「山村工作隊」については、特別な検討が必要であろう。

ひとりよがりの政治争点の設定による運動展開は、しばしば悲劇に終わるのであるが、それが悲劇というより喜劇に終わる場合もあった。それも、なぜか、早稲田の学生が加わる活動において、悲惨な結末を予想させる少数精鋭分子のヒロイックな活動が喜劇に終わっている例が目につく。以下は、朝鮮戦争下における例、二点である。

#### 《マッカサー元帥に直接抗議》

「戦争(朝鮮戦争)が始まる数週間前、アメリカ国務省顧問ダレス、国防長官ジョンソン、統合参謀本部議長のブラッドレーがあいついで朝鮮半島の南北の境界線である三八度線を視察していた。したがってわたしたちは、これはアメリカ帝国主義者のあきらかな計画的戦争であると当然のごとく判断した」(Ⅰ, p.18)。「全学連としては、さっそく総司令部に抗議することになった。……戦争が始まって半月ぐらい過ぎたころだったと思う。……わたしたち三人(早大1, 東大2)は国電の有楽町からGHQに向かった…受付に全学連の代表であることを告げ、マッカサー元帥に会いたいと告げていたそのとき、当のマッカサーがエレベーターからおりてこちらに向かってきた。距離にして数メートルのところになわたしたちは立っていてマッカサーをジッとみつめていた。……マッカサーが帰ってしまったのでしょうがないなあと思っていたら副官が会ってくれるということになった。…副館なのに参謀肩章をついていたような記憶がある。そこでわたしたちは、さっそく朝鮮戦争の話をはじめ、アメリカが仕掛けた戦争なのだから即時撤兵すべきだ

と訴えた。副官はそれを否定し、あれは北朝鮮の侵略だと反論してきた。……最後に通訳をとおして副官は『今日、この席で君たちが話したことが占領政策に違反すると判断したら君たちを逮捕するだろう』と宣告した。……わたしたち三人は有楽町に向かって脱兎のごとく走った』(I, pp. 19-20)。

#### 《在日米軍総司令部へ直接攻撃》

「朝鮮戦争勃発二周年には、在日米軍総司令部（現在の自衛隊市ヶ谷駐屯地に所在）への攻撃を目標とした。鉄条網ごしに山積みされているドラムカンを爆発させようということで、……理工学部の隊員を中心にテルミット法の研究を重ねた。……直接行動を担当する私たち五人は、二週間にわたって現地を調査した。……本番は成功したが、ドラムカンに中身がなく大爆発にはならなかった。野天に山積みするドラムカンに中身のないのは当然だったが、それはやるまで気がつかない間抜けさもあった。しかし……『テルミドール（爆弾）』と名づけ、フランスの革命暦『熱月』と一致させたことで内心得意でもあった』(I, p. 120)。

朝鮮戦争について通説となっていた「アメリカ帝国主義者のあきらかな計画的戦争である」とする理解を、学生運動の担い手の中で疑う者はいなかった。「社会主義国は他国の主権を侵さない」とする命題は科学的に立証されていると信じ込まれていたのである。思い込み過ぎない理論と行動の「持ち込み」が、占領軍総司令部に直接「抗議」し、米軍基地への「攻撃」を企図する蛮勇と蛮行をもたらしていた。蛮勇と蛮行において、学生運動の大衆性は完全に消されていた。

#### 6. 『史料と証言』でなされた確認

占領体制下のレッド・ページに関する研究蓄積の到達点として、三宅明正『レッド・ページとは何か―日本占領の影』(大月書店, 1994年)がある。それを見ると、公職追放としてのレッド・ページが「ほぼすべての民間の産業と公務員分野」において実施され、その結果、政府機関関係者を含めると13000人以上が追放されていたにも関わらず、「レッド・ページを指示する総司令部の文書が出されたことはなかった」とされている。「公的な文書で、レッド・ページを示唆した、あるいはそれに言及したものの自体、一度も出たことがない」のであった(三宅, 同書, 6ページ)。そもそも日本の占領政策が間接統治を原則とし、GHQをブラック・ボックスとする不透明な施策過程をその特徴としていたが、レッド・ページ施策においてとくにそうなのであった。

ポツダム宣言に基づく日本の軍国主義者など旧指導者の「入れ替え」がポツダム宣言に基づく本来の公職追放であった。その作業が、20万人の「軍国主義者とその同調者」に対する措置として終了したところで冷戦突入段階における新たな公職追放としての「赤追放」(レッド・パージ)が政治日程に組み込まれた。第二次大戦にかかわる戦後処理としての軍国主義者の追放と、朝鮮戦争を契機に突入した第三次世界大戦状況への対応作として提起された共産主義者の追放を、公職追放という一つのカテゴリーに収める論理の構築は、連合国の占領政策としては極めて困難な課題であった。とくに学問の府としての大学におけるレッド・パージの正当化は、たてまえとしての世界民主化勢力としてほとんど不可能であり、不鮮明な施策過程とならざるをえなかった。

大学で展開された全学連主導の「レッド・パージ反対闘争」は、権力中枢であるGHQが露呈した占領政策の「影」の部分を白日のもとに曝す大衆運動となった。論理的追求だけではなかった。全学連は、GHQとの直接交渉をも試みたのである。日本の社会運動史において、運動体が直接、「勅令」など政治大権を発令する源泉と直接交渉を試みる例は、かつて見られなかったことである。日本の学生の「レッド・パージ反対闘争」は、占領体制下における権力中枢の構造を運動の場で確定する、その意味では講座派的権力構造分析を実践的に実証する知的営為となっていた。

先に見た三宅明正『レッド・パージとは何か』においては、大学からの教員のレッド・パージについて、その「計画」はあったが「実施されなかった」のが経過であるとの確認がなされている。1949年における旧制大学から新制大学への切り換えの際に「事実上のパージ」(第一次レッド・パージ)がなされた例はあったが、1950年に限って見るならば、大学におけるレッド・パージは皆無であったとみなされている。文部省は、1950年8月から1951年初頭にかけて「公立の小中学校と大学で、第二次のレッド・パージを計画」していた。だがこれは「学生や教職員などの抵抗が予測されたことによって、実施されなかった」のであった(同上、三宅『レッド・パージとは何か』41ページ)。

大学教員のレッド・パージが「計画」されていたが「実施されなかった」とする事実認識は的確である。しかし、それは「抵抗が予測されたことによって」もたらされた事態ではなかった。今回の『史料と証言』が記録しているように、たとえば早稲田の学生たちは、文部省の方針に従ってパージ実施に入る態勢を固めた大学当局に非常な決意をもって対立し激突したのであった。大学当局は、学生の抵抗を「予測」したのではなく、激しい抵抗に直面したのであった。大学におけるレッド・

ページ計画は、大学当局が自治会側に言明したように「架空のこと」なのではなかった。その実施は政治日程化されていた。しかし、「計画」は「実施されなかった」のである。

ここで、学生の抵抗と「実施されなかった」結果とを安易に結び付けて理解することをしてはならないであろう。上に見た三宅氏の『レッド・ページとは何か』においては、東北大学や北海道大学で「反イールズの運動」が起こり、「こうしたことの結果、高等教育機関ではレッド・ページの被害はさほど多くはなかったとされる」とする理解が示されている（40～41 ページ）。しかし、激しい抵抗闘争があったことを確認するとして、その事実と、レッド・ページ計画が「実施されなかった」という結果とを、「こうしたことの結果」であると結び付けて理解できる経過が明らかにされているわけではないのである。抵抗闘争と事態の帰結を結ぶ過程に何があったかについては、今後の研究にまたなければならない。

そもそも、運動の関係者たちが、学生の抵抗と犠牲によって教員の追放が回避されたとするような理解を示していないのであった。大学における教員のレッド・ページ計画は実施されなかったが、反対闘争に立ち上がった多くの学生たちは処分され、逮捕され、学籍を失った。一見、学生たちの犠牲によって教員のレッド・ページ計画が阻止されたかのように受け取れる経過となっている。しかし、今回の『史料と証言』において、関係者たち自身が「レッド・ページ反対闘争」の総過程をそのように把握する見解を示していないのであった。むしろ、そこには、ある意外な側面が浮上している。

今回の『史料と証言』で、「かくて教授はまもられたわけではあるが、学生側の犠牲は多大であった」と語る運動参加者は、一人しか出ていない（Ⅲ, p.130）。「レッド・ページ反対闘争」の参加者の多くは、彼らの運動を教授たちを守るための、それも、とくに「赤色教授」たちを守るための運動であると自覚していたわけではなかったのである。

早稲田大学における「レッド・ページ反対闘争」のスローガンは、先にも見たように、校歌の一節である「学の独立」であった（Ⅰ, p.125 表題）。このスローガンに示されているのは、「ポツダム勅令」にほかならない「政令」という非常大権の行使によって学問の府としての大学の自主性が蹂躪されることを黙視できなかった戦後直後期の学生たちの切実な思いであった。学生たちが暗黒時代に閉ざされていたのは、ついこの間のことであったのである<sup>(\*)</sup>。あの暗黒時代を再現させてはならないという思いが学生たちを強くとらえていた。それとともに、前近代的身分秩序

と戦時統制から解放され、新憲法施行の時代に入ったという解放感が学生たちを湧き立たせていたのであった。

(\*)そのような状況を端的に示す例として、当時、学生たちがよく見ていた映画の内容に注目したい。戦中派の学生活動家をとらえていた映画は「わが青春に悔なし」(黒沢明監督)であったが、関係者の一人としての私の記憶によれば、戦後派の学生たちをとらえていた映画は「青い山脈」(今井正監督)であった。「青い山脈」については、ある学部自治会主催の監督を交えた合評会があった。2本とも出演女優は原節子であった。今回の『史料と証言』で、映画について記録されているのは、朝鮮戦争の前夜に「きけ わだつみの声」(関川秀雄監督)の試写会が計画されたが禁止されたという一事だけである(1. p. 127)。これも関係者の一人としての私の記憶であるが、ある自治会は、映画「きけ わだつみの声」について感想文を募集していた。戦中派の学生も戦後派の学生も、ともに引きつけられた映画として「きけ わだつみの声」があったのである。激しい「レッド・パージ反対闘争」の背景となっていたのは、学徒出陣に示されている戦時下の、ついこの間までの学生たちの悲惨な状態の記憶なのであった。

テキストとしての『きけ わだつみの声(第2集)』(1988年)に、早稲田の一学生の手記が掲載されている。彼は「徴集猶予返上」の「学生道」を実践していた。彼の「学生道」の成果となったのは、海軍予備学生の1割2000名を早稲田から送り出したことであった。そして、彼も戦地から帰らぬ学生の一となった。そのような戦時下の学生の生き残り青年たちが、自ら経験した無慚な青春を二度と繰り返すまいとする思いで「レッド・パージ反対闘争」に立ち上がっていたのであった。

学生たちは、「レッド・パージ反対闘争」を戦い終えて、学生層としての全国組織結成に成功し外部勢力に掣肘されることのない自主的な戦略戦術で思う存分の運動展開を試みたという満足感でいっぱいであった。「レッド・パージ反対闘争」の成果は、いわゆる進歩的教授の追放を阻止したことにあるよりも、戦前の学生たちがなし得なかった一つの社会階層としての学生による抵抗闘争を完遂したという満足感に見出されていたのであった。「一九五〇年の学生は、多くの犠牲を賭しても断じて教授のレッド・パージを許しはしなかった」と「レッド・パージ反対闘争」は回顧されている(1. p. 136)。進歩派教授を守る運動としてではなく、学生が、自分自身に対し権力の暴挙に対する無抵抗を許さなかった運動として回顧されているのである。

最後に、今回の『史料と証言』において明らかになった諸点の中で、とくに次の2点に注目しておきたい。

## 【その1】

終戦の翌年、1946年11月、総長と常務理事の「懇請」があって津田左右吉博士が奥州平泉から上京、大隈小講堂で3日間連続の特別講演を行なった。公選された総長職を辞退した直後のことである。講演のテーマは、「学問の本質」（第1日）、「現代思想界と学問」（第2日）、「学問と学生」（第3日）であった（VI, p.16）。2日目の講演で、天皇制を専制君主制と即断して「攻撃」するのではなく、新憲法で明文化された象徴天皇制をいかに「運用」するかが大事であると説いた津田博士は、3日目の講演で、マルキシズム批判を行なった。津田博士の特別講演の趣旨が、早稲田の学生に、天皇制打倒論の誤りを諭す事であったのは確かであるが、あるいは、急速に学生をとらえつつあるマルクス主義の歴史観を批判するところに最大の力点が置かれていたのであったかもしれない。津田博士の講演の要旨は新聞会の学生によって記録されている（VI, p.19）。

「マルキシズムの学者は、歴史は弁証法的に発展するというが、これは論理の方式で、実際の歴史はこのようには発展していない、歴史の発展は必然的なものと考えるのは人間生活を理解していないからである。資本主義が打倒されて社会主義となっても、必ずしも完全な社会は出現できない……。」

講演会の後、学生たちは、直ちに「公開批判会」を開いた。津田博士の天皇制論もマルキシズム批判も学生たちに受容されることはなかった（VI, p.20）。津田博士の終戦直後の時点における社会主義国家の「彼岸」性否定は、1989年の「ベルリンの壁崩壊」という歴史動向を予見するものとなっていた。「予想」を否定する歴史学を説いて学生の反発を買った津田博士であったが、その津田博士の歴史学への沈潜姿勢から当時流行のマルキシズムを超える歴史認識がもたらされていた。当時の学生たちに、そのような学問を受容する余裕はなかった。

学生たちの極右から極左へ揺れる結果としての狭量さが、1950年1月に提示された「コミンフォルム批判」の信奉、すなわち「アメリカ帝国主義者の植民地化計画」に対する「決定的な闘争」というソ連共産党による国際的な指示に対する無条件の信服をもたらしていた（I, p.126）。この「コミンフォルム批判」の信奉から朝鮮戦争開戦経過の偏った理解の固定化がなされ、日本共産党の「51年綱領」による「軍事方針」への盲従が開始された。そして、学生運動からの大衆性剥奪が進行する結果となったのであった。



## 【その2】

戦時体制下の学生生活を経験した一人が、弁論部に入り、その勉強会でロマン・ロラン『魅せられたる魂』『ジャン・クリストフ』、ドストエフスキー『罪と罰』、トルストイ『戦争と平和』、ゴーリキー『どん底』『母』などを読んだと回想している。弁論部勉強会の有志は、マルクス主義の非公然研究会も開いていて、そこで『ドイツ・イデオロギー』や『共産党宣言』、レーニンの『帝国主義論』などを読むことができたという。1938年のことである。「戦争の原因や歴史をはっきりさせたいという欲求」があって、それらの本を読んだとも回想されている。その頃の弁論部の部長が松尾隆教授であった(Ⅲ. p.5)。

戦後の早稲田の学生運動が早くから開始された大きな要因として、戦前の学生運動の残映が松尾隆教授によって媒介されたことを挙げるができる。ところで、ロシア文学者である松尾隆教授のドストエフスキー論には、ある秘められた部分があった。そのことが、今回の『史料と証言』(1)から(5)において詳しく論じられている。

「ドストエフスキーについて語りつつ、教授はペレヴェルゼフの名をまったく口にしなかった。そのことこそ私が『この人には語っていないことがある』と感じていたことの原因だった」(Ⅰ. p.64)。

「教授はどうしてペレヴェルゼフについて沈黙して逝ったのだろうか。それは、それが容易に語ることでできない重い問題だったからである。……ペレヴェルゼフは革命の後に、それ以前には予想していなかった魑魅魍魎が現れたのを見た。それは暴力革命が避けがたく己の内部にもつこととなった否定的な要素であった。そしてドストエフスキーが『悪霊』においてそれを予見していたことに気づき、その長編小説を革命の名において正当に高く評価する講演をしたのだった。そしてこれがスターリン派の逆鱗にふれることになり、後の『失脚』の遠因になったのである」(Ⅱ. p.142)。

ドストエフスキーが『悪霊』で追求した革命運動におけるネチャーエフ事件は、ペレヴェルゼフによってロシア革命に見出され、アンジェイ・ワイダによって東欧革命に見出されている。松尾隆教授は、革命運動に不可避免的に発現する「悪霊」を見つめ「スターリン批判者」となる道を自ら閉ざしていた。意識して、日本の革命運動におけるネチャーエフ事件を直視しなかったようにすら見受けられる。学生は、外の権力を批判する松尾隆教授が、内側に潜む権力的存在については批判的理性の発揮を自己抑制している左翼特有の欺瞞構造について追求する力を発揮できなかつ

た。批判分析的な「松尾隆論」が論じられたのは、今回の『史料と証言』発行が具体化してからのことである。

大日本帝国という魔法の園にあって「国体論」という呪縛に囚われていた学生たちは、新憲法体制への突入によって十分な解放感を味わっていた。しかし、その新たな自由の園にあって「彼岸としての社会主義」という新たな呪縛の囚われ人になっている自分たちの姿を相対化するのには、さらなる時間の経過を必要とするのであった。

【補記】早稲田大学の大会館で「早稲田 1950 年・50 周年記念総会」が開かれたのは 2000 年 10 月 17 日であり、その日は「第一次早大事件」の 50 年目の日であった。私は、この総会で「戦後早稲田学生運動の意義」と題する短い報告を行なったが、私の発言を「読める形」にしてほしいという要望があり、当日の報告レジュメをもとに文章化を試みたのがこの《研究ノート》である。幸いにして、この《研究ノート》の草稿について、関係者から意見を聞くことができた。そこで得た意見の数々については、ワーキング・ペーパー《合評会記録》として関係者に配布の予定でいる。